

2019.1.14 NO. 209

墨田区議会基本条例 特集号

発行：墨田区議会事務局
130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号☎5608-6352
http://www.city.sumida.lg.jp/kugikai/

すみだ

区議会だより



つながる
墨田区

区議会だより HP



墨田区議会基本条例を制定

～より「開かれた議会」を目指し、一層の「議会活動の活性化」を進めます～

地方分権改革が進み、地方議会が担うべき役割への期待も大きくなってきました。これに対応するため、議会や議員が議会活動を行う上での理念や原則、制度など基本的な事項を定めた議会基本条例を制定する動きが全国に広がっています。

そのような中、墨田区議会では、平成30年第4回定例会（12月11日）において、区民等の福祉の増進という責務を果たし、区民の皆さんの負託に応えるため、「墨田区議会基本条例」を制定しました。

この条例は、平成31年5月1日から施行します。



議会基本条例の検討を重ねる議会改革特別委員会

条例で定める主な取組を紹介します

区民参加の推進

(第20条)

区民等との連携を推進し、区政の課題に対処するため、区民等が議会活動に参加できる機会と意見を反映させる機会を確保します。



意見交換会の開催

(第13条)

委員会は、区政の課題等に対処するため、区民等と意見交換会を開催することができます。



議事堂以外での委員会の開会

(第13条)

より「開かれた議会」を目指すため、審査内容に応じて議事堂以外の場所で委員会を開会できるようにします。



情報公開・説明責任

(第19条)

議会活動に関する積極的な情報公開・発信に努め、説明責任を十分に果たします。また、広報のあり方について常に検証します。



通年議会

(第7条)

これまで議会は年4回の定例会を開会してきましたが、その会期を通年とすることで議会が常に開会している状態にし、議会が果たすべき役割を最大限発揮します。

議員相互間の討議

(第6条)

本会議や委員会の審議において、議員相互間の討議を行うことを明文化し、より実りある審議を行っていきます。



質問・答弁方式

(第8条)

本会議での一般質問は、傍聴者をはじめとした聞き手に分かりやすくするため、分野ごとに分割して質問し、その都度区長等に答弁を求める方式でも行うことができます。

議長・副議長の所信表明

(第10条)

議長・副議長は、就任に当たり、本会議で所信表明をすることができるようにし、議会運営におけるリーダーシップの強化を図ります。



反問・反論

(第21条)

区長等が議員の質問の趣旨や意図を確認し、論点をはっきりさせるための“反問”と、反対の意見などを述べる“反論”をすることができます。



条例制定までのあゆみ

平成29年5月 議会改革特別委員会での検討を開始

議会改革特別委員会は、約1年半の間に15回開会し、墨田区議会基本条例の条文やパブリック・コメントについての協議、逐条解説の作成、条例制定後の課題の整理などを行いました。

平成30年11月 墨田区議会基本条例(案)完成

平成30年12月 墨田区議会基本条例制定

～区議会における初めての取組～

平成30年2月・4月
休日・夜間に議事堂以外で委員会を開会

2月12日(月・振休)に八広地域プラザで、4月13日(金)に本所地域プラザで、いずれも午後7時から、特別委員会を地域プラザで開会し、延べ84人の方に傍聴していただきました。



平成30年10月
パブリック・コメントを実施

条例(素案)に対するパブリック・コメントを実施したところ、多くのご意見等をお寄せいただきました。お寄せいただいたご意見等とこれに対する議会の考え方は、区議会ホームページでご覧いただけます。



墨田区議会基本条例の概要

前 文

墨田区議会は、区民から選挙で選ばれた議員により構成される合議制の議事機関であり、同じく選挙で選ばれた墨田区長とともに地方自治における二元代表制の一翼を担っています。

二元代表制の下では、両者は相互にその権能を発揮し、区民等の福祉の増進を図る責務を負っています。

墨田区議会は、より「開かれた議会」を目指すとともに、一層の「議会活動の活性化」を進めることによって、この責務を果たし、区民の負託に応えようとするものです。

そのため、ここに墨田区議会基本条例を制定します。

第 1 章 総則 (第1条～第3条)

この条例は、地方自治の本旨に基づき、墨田区の自主性及び自立性を十分に発揮することを旨として、議会の基本理念その他議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその役割を果たし、もって区民等の福祉の増進を図ることを目的としています。

基本理念

- 1 区民等への情報公開及び積極的な情報提供を行うとともに、区民等の意見を的確に把握することにより、「開かれた議会」を目指すこと。
- 2 議事機関として、議決、監視、政策立案等の機能を強化し、民主的かつ効率的な議会運営を行うことにより、「議会活動の活性化」を進めること。

第 2 章 議会及び議員の活動原則 (第4条・第5条)

議会の活動原則

- 1 区民等に対する公正性及び透明性を確保すること。
- 2 議決に対する責任を深く認識し、議決の内容等について分かりやすい言葉及び表現の方法を用いて説明すること。
- 3 区長等の政策の決定及び事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- 4 区民等の多様な意見を把握し、政策立案及び政策提言を行い、合意形成を目指して、議論を尽くすよう努めること。
- 5 活発な議会活動を通じ、議会のあり方を不断に追求するとともに、議会の改革に継続的に取り組むこと。

議員の活動原則

- 1 誠実かつ公正に職務を遂行し、自らの議員活動について説明するよう努めること。
- 2 区政の課題全般について区民等の意見を把握すること。
- 3 区政に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。
- 4 言論の府及び合議制の議会を構成する一員として、活発な議論を行うこと。
- 5 議会の監視機能強化等に資するよう、自らの資質向上のため不断の研さんを行うこと。

第 3 章 議会運営 (第6条～第18条)

議員相互間の討議 議員相互間の討議を行うことができるようにします。

通 年 議 会 定例会の回数を年1回とし、その会期を通年とします。



質 問 ・ 答 弁 方 式 分野ごとに分割して質問し、その都度答弁を求める方式でも行うことができます。

議長・副議長の所信表明 議長及び副議長は、就任に当たり本会議で所信表明を行うことができます。

傍 聴 傍聴者が審議の内容を容易に理解できるよう、資料の提供など必要な措置を講じます。

委 員 会 の 活 動 議事堂以外の場所で委員会を開会したり、区民等との意見交換会を開催したりすることができます。

政 策 会 議 政策立案・政策提言を推進するための政策会議を設置します。

第 4 章 区民等及び議会の関係 (第19条・第20条)

議会は、情報の積極的な公開と発信に努め、説明責任を十分に果たします。また、広報の内容とあり方について、不断に検証していきます。



区議会ホームページ



会議録検索システム



区議会だより

さらに、区民等の意見を議会の議論に反映させるため、区民等が議会活動に参加できる機会を確保します。

公 聴 会

重要な案件や住民の権利義務に大きな影響のある案件の賛否を審議する場合に、利害関係者などの意見を聴くために開催するものです。

参 考 人

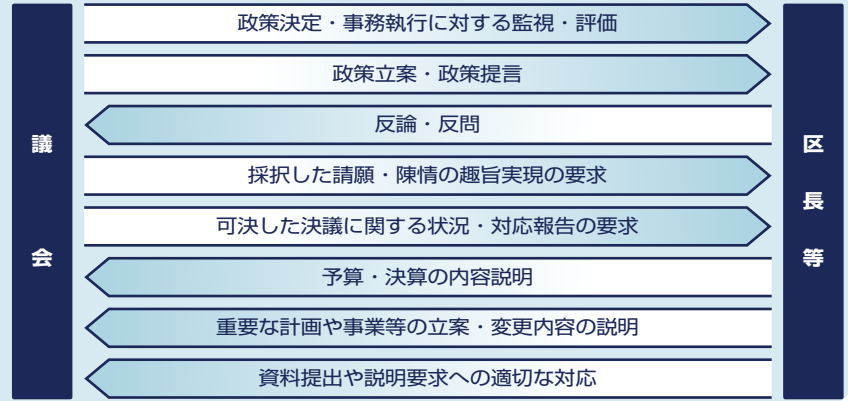
地方公共団体の事務に関する審議を行う場合に、学識経験者などに出席を求めて意見を聴くものです。

請願・陳情提出者からの意見聴取

請願・陳情提出者の希望に応じて、その趣旨や意見を聴取する場を設けるものです。

第 5 章 議会及び区長等の関係 (第21条・第22条)

議会は、区長等と独立かつ対等で緊張のある関係を保持し、区民等の福祉の増進及び区政の発展に取り組まなければなりません。



第 6 章 議会の機能強化 (第23条～第26条)

研 修 の 実 施

議員は自らの見識を深めるため、不断の研さんを行わなければなりません。

議会事務局の機能強化

議会事務局の機能強化と十分な組織体制の構築を行います。

財 政 上 の 措 置

区長に対し、議事機関としての機能を充実するための財政上の措置を求めます。

第 7 章 政治倫理 (第27条)

議員は、区民の負託を受けた公職にある者として、高い倫理観が求められていることを深く認識し、良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、見識を深めるよう努めなければなりません。このため、政治倫理に関する規定を定めます。

第 8 章 災害対応 (第28条)

議会は、大規模災害等が発生したときは、区民等の生命、身体及び財産を保護し、区民等の安全を確保するために、区長等と連携し対応します。

第 9 章 他の条例等との関係及び見直し手続 (第29条・第30条)

議会に関係する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合、この条例の趣旨を尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性の確保を図ります。

また、この条例の目的の達成状況について、議員の任期中に1回以上検証します。この検証の結果、議会に関する条例、規則等を制定や改廃が必要と認められる場合は、適切な措置を講じ、検証の結果及び措置内容を公表します。

この条例は、平成31年5月1日から施行します。



墨田区議会基本条例の全文と、条例を詳しく説明した逐条解説は、区議会ホームページでご覧いただけます。
<https://www.city.sumida.lg.jp/kugikai/>



お問い合わせ

墨田区議会事務局調査担当

電 話：03-5608-6352

メール：kugikai@city.sumida.lg.jp